

市民ふれあい農園使用心得

市民ふれあい農園の利用者と管理者が互いに協力し、農園の環境を守り、快適な施設として運営するために、次のことを遵守すること。

記

1. 農園は、自ら使用し耕作、収穫すること。
2. 栽培する作物は、自家消費のための野菜、花卉類とし、使用許可期間内に収穫できる作物であること。
3. 環境にやさしい有機栽培等の実践に努めること。
4. ゴミは、その都度各利用者が持ち帰ること。
5. 農園の環境保全に努めること。
6. ペット等は持ち込まないこと。
7. 農園利用者の相互のふれあいを図ること。
8. 農園で必要な農業用資材等は市内で購入するよう心掛けること。
9. 市民農園区域内の共益部分の共同作業に、積極的に参加すること。
10. 農園での事件事故等については、うるま市役所は一切その責を負わないものとする。